

諸外国における職業公務員と議員の兼職可能性について

	被選挙権の制限	兼職の禁止
日本	<p>公務員（国及び地方）が、議員（国会、地方議会）いずれに立候補することもできない。</p> <p>公務員が議員に立候補した場合、公務員を辞したものとみなされ、議員の候補者が公務員になった場合は、候補者の資格を失う。</p>	国会議員が公務員（国又は地方）を兼ねることはできず、また、地方議会議員が常勤又は短時間勤務の地方公務員を兼ねることはできない。
フランス	<p>コミューン：職員は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない（ただし、職員を辞職した6ヶ月以後であれば、辞職前に自ら所属した団体の議会議員に立候補することができる。）。</p> <p>デパルトマン・レジオン：一定の公職にある者（※1）は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない。また、管内のユーミューン（デパルトマン）議会議員には原則として立候補することはできない。</p> <p>※職業公務員が立候補する場合、選挙期間中は休職扱いとなる。</p>	<p>デパルトマン議会議長・レジオン議会議長は、欧州議会議員、レジオン（デパルトマン）議会議長、メール、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員を兼任することはできない（メールは国の財政部局の職員等との兼職が禁止されている。）。</p> <p>2000年4月の公選職兼任制限法により、1人が兼任できる公職数や公職の組み合わせが法律で制限されることとなった。</p> <p>地方公選職で、議員の職務に毎日従事するというわけではない場合、必要に応じて所属団体に欠勤届を提出することにより、議員の職務を遂行することができる。</p>
イギリス	当該地方公共団体の公務員若しくは他の地方公共団体の政治的行為の制限の対象となる公務員（※2）は、被選挙権者となることはできない。	地方公務員は自らが所属する団体の議員となることはできない。
イタリア	<p>コムーネ及びプロヴィンチア議会議員：一定の公職にある者（※3）は被選挙権を有しない。</p> <p>レジオーネ議会議員：一定の公職にある者（※4）は被選挙権を有しない。</p>	
スウェーデン	コミューン、ランディングにおいて、幹部職員として雇用されている者は、当該地方公共団体の議会議員の被選挙権がない。	<p>最高レベルの給与を受給している一般事務職員が地方議会議員になることは禁止されている。</p> <p>それ以外の地方公共団体の職員は当該職員が勤務する団体を含めて団体の議会議員を兼務することはできるが、当該職員が地方議員として議会で所属する委員会は、職員として勤務している分野とは異なる分野でなければならない。</p>
韓国	一定の公職者（※5）が立候補する場合、当該選挙日60日前までにその職を辞任しなければならない。	地方議会議員は、一定の公職（※6）との兼職は禁止されている。
ドイツ	<p>連邦、州、市町村における官吏等（※7）の被選挙権は、法律により制限できる。</p> <p>※一般的に、ひろく（官吏含む）、立候補・選挙準備のための休暇の保障</p>	<p>市町村に勤務する者は、当該団体の議員になることはできない。</p> <p>他の公務員も含め官吏は、連邦議会議員及び州議会議員、そして当該団体の議員との兼職が禁止されている（官吏がこれらの職に就任した場合は、</p>

	<p>が規定されている。また、議員の職務を引き受け、かつ行使することを妨げられないこと、このことを理由とする解雇・免職を禁止することが規定されている。</p>	<p>官吏を辞職しなければならないわけではなく、一時的に停職すればよい。議員としての職務が終了した場合は、官吏に復帰することができる。また、兼職不能な官吏・公勤務職員の職を限定して法定し、兼職可能としている州もある。)。</p> <p>※官吏は、議員としての在職期間中、守秘義務と受贈の禁止を除き官吏としての権利義務が停止される。</p> <p>※一時離職制度(※8)が用意されている。</p> <p>※地方議会議員につく官吏には、原則として、議員として活動するために必要な有給休暇が認められる。</p>
--	---	--

※1：総局長、部長、次長、課長

※2：行政サービス長、法律に基づいて設置される管理職、法定外の管理職、準管理職、監督官、年間給与が地方公務員の標準給与表の44号以上の給与を受けている者、地方議員に対して定期的に事実情報以外の政治的助言を行う立場にある者、マスコミと定期的に接触する機会を有する者

※3：警察庁長官・副長官、各省庁の事務次官をはじめ各省庁において一定の職以上にある者、地方自治法典に列挙されている内務省の特定の職にある者、選挙区が管轄区域である地方長官、副地方長官、当該地方団体と同階層で別の方団体において、それぞれ県知事及び県議会議員、シントン（市町村長）及びコムーネ議会議員、区議会議員を現役で務める者、当該地方団体の職員、当該県、コムーネ、又は区の区域内にある、過半数の資本を地方団体が出資した株式会社の関係者

※4：公務員のうち一定の警察関係者及び各省庁の一定の地位にある者及び裁判官、軍隊の将校など、州の区域内においてシントン、県知事、コムーネ評議員、県評議員を務める者

※5：国家公務員法第2条に規定された国家公務員、地方公務員法第2条に規定された地方公務員（ただし、政党法第6条第1項但し書きの規定により党员となる公務員（政務職公務員は除く）は、この限りではない。）、選挙管理委員会員又は教育委員会の教育委員、他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者、政府投資機関管理基本法第2条に規定された政府投資機関（韓国銀行を含む）の常勤役員、農業協同組合・水産業協同組合・畜産業協同組合・農地改良組合・林業協同組合・葉たばこ生産協同組合又は人参協同組合（これら組合の中央会と連合会を含む）の常任役職員とこれら組合の中央会長や連合会長、地方公企業法第2条に規定された地方公社と地方公団の常勤役職員、政党法第6条第2号の規定により党员になれない私立学校教員、大統領令に定められたジャーナリスト

※6：国会議員及び他の地方議会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員、国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党员になることのできる公務員は除外）、政府投資機関（韓国放送公社と韓国銀行を含む）の役職員、地方公社及び地方公団の役職員、農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合（これらの組合の中央会及び連合会を含む）の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長、政党法の規定により政党の党员となることができない教員

※7：公勤務職員、職業兵士、短期志願兵士、裁判官。なお、官吏とは、公権的機能の行使を行う、公法上の勤務・忠誠関係にたつ公勤務の構成員を指す。また、公勤務職員とは、私法上の雇用契約に基づいて雇用されている職員を指す。

※8：官吏が議員としての期間を終えて3ヶ月以内に申請した場合には、当該官吏を申請後3ヶ月以内に元の公勤務関係に復帰させなければならない。申請しなかった官吏も、議員に二期以上在職しておらず、また、議員を終えた時点で55歳に達しておらず、かつ議員在職中に政府のメンバーになっていなかった場合、最上級勤務庁が元の公勤務関係に復帰させることができる。この際、在職期間が参入されることとなる。また、公勤務職員も官吏に準ずる取扱いとなる。なお、地方議会議員の職を兼職できないとされる官吏・職員については、連邦・州議会の場合と異なり、一時離職の制度が設けられていない。こうした職にある官吏・職員も地方議会議員に立候補でき、選挙準備のための休暇も認められるが、当選した場合、公勤務関係を終了させなければ、地方議会議員への就任受諾ができない（もっとも、無給の休職に付される場合、兼職可能な職に配置換えする場合などの余地はある。）。